

伊勢原市歳入金口座振替事務取扱要綱

伊勢原市歳入金等口座振替事務取扱要綱（平成元年伊勢原市告示第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民サービスの向上と事務処理の効率化を図るため、伊勢原市の歳入金の預貯金口座振替（以下「口座振替」という。）に係る事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

（対象種目）

第2条 口座振替により取り扱うことができる歳入金の範囲は、次に掲げる科目（以下「対象種目」という。）とする。

- (1) 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- (2) 固定資産税（都市計画税及び償却資産を含む。）
- (3) 軽自動車税
- (4) 国民健康保険税（普通徴収）
- (5) 保育料
- (6) 清掃手数料（し尿）
- (7) 介護保険料（普通徴収）
- (8) 児童コミュニティクラブ育成負担金
- (9) 市営住宅使用料
- (10) 市営住宅駐車場使用料
- (11) 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- (12) 学校徴収金

（取扱金融機関等）

第3条 口座振替による対象種目の収納等の事務を取り扱うことができる金融機関は、伊勢原市予算決算会計規則（平成8年伊勢原市規則第13号）第5条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関等」という。）とする。

（取りまとめ店）

第4条 口座振替に係る取扱手数料の請求及び支出事務の簡素化等に資するため、取扱金融機関等は、取りまとめ店を指定し、その旨を市長に届け出ること、手数料の支払における事務を行うことができるものとする。

（対象者）

第5条 口座振替による対象種目の納付ができる納付義務者は、取扱金融機関等に次条に規定する預貯金口座を有する者で、口座振替の方法により納付する旨の申出をし、取扱金融機関等の同意を得た者とする。

（指定預貯金口座）

第6条 口座振替ができる預貯金口座は、取扱金融機関等にある納付義務者名義の普通預金口座、当座預金口座、納税準備預金口座及び通常貯金口座のう

ち、当該納付義務者が指定した預貯金口座（以下「指定預貯金口座」という。）とする。ただし、口座名義人の承諾を得た場合は、納付義務者以外の普通預金口座、当座預金口座、納税準備預金口座及び通常貯金口座を当該納付義務者の指定預貯金口座とすることができる。

2 指定預貯金口座は、1 対象種目につき 1 預貯金口座とする。

3 前2項の規定にかかわらず、納税準備預金口座は、第2条第5号から第12号までに掲げる対象種目の指定預貯金口座とすることができないものとする。

（申込み、廃止又は変更手続）

第7条 口座振替による対象種目の納付の申込み、口座振替による納付の廃止又は指定預貯金口座の変更をしようとする納付義務者は、次に掲げる書類を取扱金融機関等に提出するものとする。

(1) 伊勢原市歳入金口座振替依頼書兼変更・廃止届及び伊勢原市歳入金自動払込利用申込書兼廃止届書（以下「依頼書兼変更・廃止届」という。）

(2) 伊勢原市歳入金口座振替納入通知書等送付依頼書兼変更・廃止届及び伊勢原市歳入金自動払込受付通知書兼廃止届書（以下「送付依頼書兼変更・廃止届」という。）

(3) 伊勢原市歳入金口座振替依頼書兼変更・廃止届（控）及び伊勢原市歳入金自動払込利用申込書兼廃止届書（控）（以下「依頼書兼変更・廃止届（控）」という。）

2 取扱金融機関等は、納付義務者から前項に規定する書類が提出されたときは、記載事項及び指定預貯金口座を審査の上、受付するものとする。この場合において、前項に規定する書類の所定欄に受付印を押印の上、依頼書兼変更・廃止届は保管し、依頼書兼変更・廃止届（控）は納付義務者に返却し、送付依頼書兼変更・廃止届は受付した日から5日（その日が伊勢原市の休日を定める条例（平成元年伊勢原市条例第10号）第1条第1項第1号から第3号までに規定する休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、当該休日後最初に到来する市の休日でない日とする。）以内に市長に送付するものとする。

3 取扱金融機関等は、依頼書兼変更・廃止届の提出がない場合において口座振替の登録を廃止するときは、市長及び納付義務者にその旨を通知するものとする。

4 納付義務者は、電気通信回線を用いて口座振替の申込手続を完了させるサービス（以下「Web口座振替受付サービス及びペイジー口座振替受付サービス」という。）を利用し、Web口座振替受付サービス及びペイジー口座振替受付サービスを行う事業者（以下単に「事業者」という。）に対して申込むことにより、第1項の規定による提出に代えることができる。

5 事業者は、前項の規定により、納付義務者がWeb口座振替受付サービス及びペイジー口座振替受付サービスを利用して申込みをしたデータ（以下

「依頼データ」という。)の審査を行い、受付したときは、Web口座振替受付サービス及びペイジー口座振替受付サービス利用対象の取扱金融機関等(以下「利用対象金融機関」という。)に当該依頼データを送付するものとする。

6 利用対象金融機関は、前項に規定する送付を受けた依頼データに基づく当該納付義務者の口座からの振替を受付したときは、当該依頼データに口座情報、受付結果等を加えたもの(以下「還元データ」という。)を事業者に送付するものとする。

7 事業者は、前項に規定する還元データの送付を受けたときは、納付義務者に受付完了通知を送付するとともに、当該還元データを市長に送付するものとする。

8 第2条第1号から第4号まで、第7号及び第11号に掲げるいずれかの歳入金を口座振替の方法により納付しようとする者は、当該納付しようとする歳入金が次の各号に掲げる歳入金のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類を市長に送付することにより、第7条第1項の規定による提出に代えることができる。

(1) 第2条第1号及び第3号に掲げる歳入金 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)・軽自動車税伊勢原市歳入金口座振替依頼書及び伊勢原市役所受付専用歳入金自動払込利用申込書

(2) 第2条第2号に掲げる歳入金 固定資産税・都市計画税伊勢原市歳入金口座振替依頼書及び伊勢原市役所受付専用歳入金自動払込利用申込書

(3) 第2条第4号に掲げる歳入金 国民健康保険税伊勢原市歳入金口座振替依頼書及び伊勢原市役所受付専用歳入金自動払込利用申込書

(4) 第2条第7号に掲げる歳入金 介護保険料伊勢原市歳入金口座振替依頼書及び伊勢原市役所受付専用歳入金自動払込利用申込書

(5) 第2条第11号に掲げる歳入金 後期高齢者医療保険料伊勢原市歳入金口座振替依頼書及び伊勢原市役所受付専用歳入金自動払込利用申込書

9 市長は、前項の書類が送付されたときは、記載事項(預貯金口座に係るものを除く。)を審査した上、当該書類を取扱金融機関等に送付するものとする。この場合において、取扱金融機関等は、送付された書類の記載事項及び指定預貯金口座を審査の上、受付するものとする。

10 取扱金融機関等は、前項の審査の結果受付できない場合は、その理由を第8項に規定する書類に記入し、別に指定する期日までに市長に返送するものとする。

11 取扱金融機関等は、第8項に規定する書類に添付された口座振替依頼者一覧表に所定の事項を記入して市長に返送するものとする。

12 送付依頼書兼変更・廃止届及び依頼書兼変更・廃止届は、特別の事情がない限り、次年度以降についても引き続き有効とする。

(取扱開始時期)

第8条 口座振替による対象種目の納付及び納付方法の変更又は廃止は、送付依頼書兼変更・廃止届を毎月末日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日後最初に到来する市の休日でない日とする。）までに取扱金融機関等において受付したもので、受付した日の属する月の翌月の5日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日後最初に到来する市の休日でない日とする。）までに市長へ送付されたものに限り、取扱金融機関等で受付した日の属する月の翌月25日以降の納期分から適用するものとする。

2 前条第8項の規定による口座振替による納付は、同条同項に規定する書類を各月の15日までに伊勢原市長が受付した場合において、その受付した日の属する月の翌月25日以降の納期分から開始するものとする。

3 Web口座振替受付サービス及びペイジー口座振替受付サービスによる納付は、Web口座振替受付サービスにおいては、納付義務者が申込手続を各月末日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日の前の開庁日（市の休日以外の日をいう。以下同じ。）とする。）までに行ったものについては、その申込日の属する月の翌月25日以降の納期分から、ペイジー口座振替受付サービスにおいては、各月5日（その日が市の休日に当たるときは、当該休日の前の開庁日とする。）までに行ったものについては、その申込日の属する月の25日以降の納期分から、それぞれ開始するものとする。

(口座振替データの送付)

第9条 市長は、送付された送付依頼書兼変更・廃止届の内容を審査し、適当と認めたときは、口座振替を希望する口座振替依頼対象者一覧（以下「口座振替データ」という。）に伊勢原市歳入金口座振替依頼票、伊勢原市歳入金口座振替依頼票(控)、伊勢原市歳入金口座振替日計書(以下「日計書」という。)及び伊勢原市歳入金口座振替済報告書(以下「済報告書」という。)を添えて取扱金融機関等別に区分の上、口座振替を行う日(以下「振替日」という。)の5開庁日前までに会計管理者を経由して、取扱金融機関等に送付する。

(データ伝送による振替収納)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、口座振替データの送付に代え、取扱金融機関等と秘密保持等について覚書を取り交わした上で、口座振替データの伝送（以下「データ伝送」という。）により振替収納を行うことができる。

2 市長は、データ伝送により振替収納を行うときは、取扱金融機関等が指定する方法で、納期限の4開庁日前までに取扱金融機関等から依頼のある必要書類等を送信し、データ伝送をするものとする。

- 3 市長は、天災その他の事情により前項に規定する方法による振替収納ができないときは、取扱金融機関等と協議の上、別の方法により行うことができる。

(振替日)

第11条 振替日は、対象種目の各納期の最終日とする。

(口座振替納付手続)

第12条 取扱金融機関等は、振替日に指定預貯金口座から口座振替データに記録された金額を払い出し、伊勢原市歳入金として収納するとともに、市長が指定する預金口座に入金するものとする。

- 2 取扱金融機関等は、収納後速やかに日計書及び済報告書に必要事項を記載し、公金収入小票等を添えて振替日後の3開庁日までに会計管理者を経由して、市長へ送付するものとする。

- 3 市長がデータ伝送により振替収納を行う場合は、取扱金融機関等は、振替日後2開庁日の午前10時までに振替結果に係る市長の照会に回答することができる状態にするものとする。

(口座振替不能分の取扱い)

第13条 取扱金融機関等は、指定預貯金口座の預貯金残高不足等により口座振替が不能となったときは、当該口座振替データにその理由を記録し、振替日後の3開庁日までに会計管理者を経由して、市長へ送付するものとする。

- 2 振替処理においては、振替可能な対象種目から振り替えるものとし、預貯金残高が振替金額に満たないときは振替を行わないものとする。

- 3 市長は、取扱金融機関等から振替不能の口座振替データが送付されたときは、納付義務者に対して伊勢原市歳入金口座振替不能通知書兼納付書を送付するものとする。

(取消し)

第14条 市長は、残高不足以外の理由で振替不能である場合及びその他必要があると認められる場合について、以後の口座振替による取扱いを取り消すことができる。この場合において、市長は、伊勢原市歳入金口座振替納付取消通知書を納付義務者に送付するものとする。

(取扱手数料)

第15条 口座振替による収納、Web口座振替受付サービス及びペイジー口座振替受付サービスを用いた口座振替申込に係る取扱手数料については、別取扱金融機関等との協議により定める。

- 2 取扱金融機関等は、前項の取扱手数料を4月分から9月分までを10月末日までに、10月分から3月分までを4月末日までに市長に請求しなければならない。

(帳票の様式)

第16条 この要綱の規定により必要とする帳票の様式は、市長が別に定める。

附 則（令和 8 年 4 月 3 0 日告示第 1 1 6 号）

この告示は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。